

特定農林水産物等の登録又は指定に係る学識経験者からの意見聴取要領の全部改正について

特定農林水産物等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 88 号)の施行に伴い、「特定農林水産物等の登録又は指定に係る学識経験者からの意見聴取要領」(平成 27 年 12 月 4 日付け 27 食産第 3835 号食料産業局長通知)の全部を下記のとおり改正する。

記

特定農林水産物等の登録又は指定に係る学識経験者からの意見聴取要領

平成 27 年 12 月 4 日付け 27 食産第 3835 号食料産業局長通知
改正 平成 28 年 11 月 7 日付け 28 食産第 3287 号
改正 平成 28 年 12 月 22 日付け 28 食産第 4066 号
改正 平成 31 年 1 月 31 日付け 30 食産第 4245 号

第 1 目的

本要領は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成 26 年法律第 84 号。以下「法」という。)の規定に基づく学識経験者の意見の聴取に必要な事項を定めるものとする。

第 2 学識経験者の名簿の作成等

農林水産大臣は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則(平成 27 年農林水産省令第 58 号。以下「施行規則」という。)第 10 条の規定に基づき、以下の職責を担う学識経験者(総合検討委員及び分類別検討委員)を選定し、その名簿を作成するものとする。

- 1 総合検討委員は、「農産物流通・地域ブランド」、「食文化」、「食品安全・食品表示」、「知的財産制度(法律)」、「消費者行政」、「海外制度」その他の専門的知識を有する者とする。各委員は法第 3 条第 2 項の規定に基づく農林水産大臣が定める農林水産物等の区分(「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき農林水産物等の区分を定める件」(平成 27 年 5 月 29 日農林水産省告示第 1395 号。以下「区分告示」という。))にかかわらず、全ての農林水産物等について、意見を表明するものとする。
- 2 分類別検討委員は、区分告示に定める一つ若しくは複数の区分について、品質、生産の方法等に関する専門的知識を有する者とし、当該区分に属する農林水産物等について、意見を表明するものとする。
- 3 前 2 項の規定に基づき選定された学識経験者の名簿の扱いについては、次の

各号に従い行うものとする。

- (1) 学識経験者の構成は別紙 1 のとおりとする。
- (2) 名簿の公表は、農林水産省のウェブサイトで行う。
- (3) 名簿の有効期間は法施行規則第 10 条第 1 項に定める期間とする。なお、期間満了後の名簿の変更に際しては、名簿に掲載されている学識経験者の再任を妨げない。

第 3 意見聴取の手続

学識経験者への意見聴取は、以下の手続により行うものとする。

- 1 意見聴取は、食料産業局長が、原則として、総合検討委員及び分類別検討委員によって構成される「地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会」（以下「委員会」という。）を開催して行うこととする。ただし、緊急に意見の聴取を要するなど、委員会の開催が困難な場合には、会合によらない意見聴取の形式によることができるものとする。
- 2 学識経験者は、委員会への出席が困難な場合にあっては、書面にてその意見を表明することができるものとする。
- 3 食料産業局長は、別表 1 に掲げる資料を委員会に示すものとする。
- 4 食料産業局長は、法第 11 条第 3 項の規定により、登録の申請をした生産者団体、変更の登録を申請した生産者団体又は登録の取消しをしようとする生産者団体、法第 9 条第 1 項又は第 25 条の規定により意見書を提出した者その他の関係者から意見を聴取する必要があるときは、必要な手続を行うものとする。
- 5 委員会において聴取した意見（第 1 項ただし書又は第 2 項の規定による意見を含む。）については、座長（第 6 に規定する「座長」をいう。以下同じ。）がとりまとめ、別表 2 に掲げる検討結果のいずれに該当するのかを付して別紙 2 により食料産業局長に報告する。食料産業局長はこれを法の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とする。

第 4 利害関係がある場合の対応

- 1 学識経験者が次に掲げる場合に該当するときは、当該学識経験者は委員会が開催される前までに事務局に申し出るものとし、原則として当該委員会に参画することはできないものとする。この場合、事務局（第 6 に規定する「事務局」をいう。以下同じ。）は、委員会開始の際に、当該学識経験者の氏名を報告することとする。
 - (1) 申請者（生産者団体）又はその構成員の役員又は職員である場合
 - (2) 過去 3 年間に於いて、申請者・申請農林水産物等の生産業者から、寄付金等を受け取っていた場合
 - (3) 以上のほか、審議の公平性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係があ

ると認められる場合

ただし、当該学識経験者の発言が特に必要であると座長が認めたときは、座長に求められた内容についてのみ、意見を述べることができる。

- 2 学識経験者が、申請資料等の作成に当たり助言等を行っていた場合は、当該学識経験者は委員会が開催される前までに事務局に申し出るものとする。この場合、事務局は委員会開始の際に、当該学識経験者の氏名を報告することとし、当該委員会の参画等については、座長が判断するものとする。
- 3 申請資料に、学識経験者が著者として含まれる文献等が引用されている場合、事務局は委員会開始の際に、当該学識経験者の氏名を報告することとし、当該申請の検討への参画等については、座長が判断するものとする。

第5 その他学識経験者が遵守すべき事項

- 1 審査内容の守秘
意見を求められた学識経験者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 信用失墜行為の禁止
学識経験者は、特定農林水産物等の登録等の可否について必要な専門の事項に関する意見を表明する立場であることに鑑み、国民の信頼を損なう行為は厳に慎むものとする。
なお、委員会以外の場において、一専門家としての立場から地理的表示に関する個人的見解を公表する場合には、委員会の見解であるとの誤解を招かないように留意するものとする。

第6 委員会の運営

- 1 座長
 - (1) 座長は、総合検討委員の互選により選任する。
 - (2) 座長は、会務を総理する。
 - (3) 座長に事故があるとき又は座長が第4に定める利害関係がある場合に該当するときは、あらかじめその指名する総合検討委員がその職務を代理する。
- 2 委員会の公開
委員会は、特定農林水産物等の生産ノウハウ等生産業者による農林水産物等の高付加価値化の取組等に当たって秘匿することが適切な内容を取り扱うこと、意見書の有無内容や国際交渉の経過等の公表を予定しない事項を取り扱うことから、非公開とする。
- 3 事務局
委員会の事務局は、農林水産省食料産業局知的財産課が務める。

4 雑則

前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

特定農林水産物等の登録又は指定に係る意見を聴取する学識経験者の構成

地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会		農林水産物等の区分	
総合検討委員	分類別検討委員	農産食品	1 農産物類 5 農産加工品類
		畜産食品	2 生鮮肉類 3 その他畜産物類 6 畜産加工品類
		水産食品	4 水産物類 7 水産加工品類
		加工品等	8 調味料類 9 食用油脂類 10 パン類及び菓子類 11 その他食品類
		非食用農林水産物	12 観賞用の植物類 13 工芸農作物類 14 立木竹並びに木材及び竹材類 15 観賞用の魚類 16 真珠類 17 飼料類 18 漆類 19 精油類 20 木炭類 21 畳表類 22 生糸類

* 総合検討委員は、農産物流通・地域ブランド、食文化、食品安全・食品表示、知的財産制度（法律）、消費者行政、海外制度その他の専門的知識を有する者とする。

* 図中の番号は、区分告示における類別を示す。

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 宛て

(座長) 所属
役職
氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に規定する特定農林水産物等の 登録申請 (* 1) に係る意見について

特定農林水産物等の登録に係る学識経験者からの意見聴取要領(平成 27 年 月 日付け 27 食産第 号食料産業局長通知)に基づき、平成 年 月 日に開催した地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会(〇〇分類)において、別添 1 の者により別添 2 の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成 26 年法律第 84 号) 第 7 条第 1 項の規定による特定農林水産物等の登録の申請 (* 2) について、検討を行い、その意見を別添 3 のとおり取りまとめたので報告します。

(* 1) 下線部については、その内容に応じ、①～⑥のいずれかを記載する。

- ①登録申請
- ②変更申請
- ③登録の取消し
- ④指定
- ⑤指定の変更
- ⑥指定の取消し

(* 2) 下線部については、その内容に応じ、①～⑦のいずれかを記載する。

- ①第 7 条第 1 項の規定による特定農林水産物等の登録の申請
- ②第 15 条第 1 項の規定による変更の登録の申請
- ③第 16 条第 1 項の規定による変更の登録の申請
- ④第 22 条第 1 項の規定による登録の全部又は一部の取消し
- ⑤第 23 条第 1 項の規定による特定農林水産物等の指定
- ⑥第 31 条第 1 項の規定による指定の変更
- ⑦第 32 条第 1 項の規定による指定の全部又は一部の取消し

(施行注意) 以下について、別紙として添付する。

- 別添 1 総合検討委員及び当該分類別検討委員
- 別添 2 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会の意見聴取内容
- 別添 3 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会での検討の結果

総合検討委員及び当該分類別委員

平成 年 月 日開催 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会(〇〇分類)

氏名	現職	担当
〇〇 〇〇〇	〇〇大学大学院 〇〇研究課教授	総合検討委員
〇〇 〇〇〇	〇〇大学 〇〇学部教授	分類別検討委員
〇〇 〇〇〇	〇〇研究所 〇〇〇センター長	分類別検討委員

平成 年 月 日開催 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会(〇〇分類)

氏名	現職	担当
〇〇 〇〇〇	〇〇大学大学院 〇〇研究課教授	総合検討委員
〇〇 〇〇〇	〇〇大学 〇〇学部教授	分類別検討委員
〇〇 〇〇〇	〇〇研究所 〇〇〇センター長	分類別検討委員

地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会の意見聴取内容

平成 年 月 日開催 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会（〇〇分類）

登録(変更)の申請番号	
申請農林水産物等の名称	
申請者の名称	
意見聴取の内容	<input type="checkbox"/> 法第7条第1項の規定による特定農林水産物等の登録の申請 <input type="checkbox"/> 法第15条第1項の規定による変更の登録の申請 <input type="checkbox"/> 法第16条第1項の規定による変更の登録の申請

登録番号	
登録に係る特定農林水産物等の名称	
登録者の名称	
意見聴取の内容	<input type="checkbox"/> 法第22条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し

指定前(指定の変更前)の 公示番号	
特定農林水産物等の名称	
締約国となる国(締約国)の 名称	
意見聴取の内容	<input type="checkbox"/> 法第23条第1項の規定による特定農林水産物等の指定 <input type="checkbox"/> 法第31条第1項の規定による指定の変更

指定番号	
指定に係る特定農林水産物等の名称	
締約国の名称	
意見聴取の内容	<input type="checkbox"/> 法第32条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し

(法第7条に基づく登録の申請)

地理的表示登録に係る学識経験者委員会での検討の結果

登録の申請番号	
申請農林水産物等の名称	
申請者の名称	
登録申請についての報告書に対する学識経験者からの意見	
結論	
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 留保付き登録 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第2号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ) <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第3号 (□イ、□ロ) <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第4号 (□イ、□ロ) (理由)	

(法第15条に基づく変更の登録の申請)

地理的表示登録に係る学識経験者委員会での検討の結果

変更の申請番号	
登録番号	
登録に係る特定農林水産物等の名称	
変更申請者の名称	
変更申請についての報告書に対する学識経験者からの意見	
結論	
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 留保付き登録 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第2号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ) <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第4号 (□ロ) (理由)	

(法第 16 条に基づく変更の登録の申請)

地理的表示登録に係る学識経験者委員会での検討の結果

変更の申請番号	
登録番号	
登録に係る特定農林水産物等の名称	
変更申請者の名称	
変更申請についての報告書に対する学識経験者からの意見	
結論	
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 留保付き登録 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 2 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ、 <input type="checkbox"/> ハ、 <input type="checkbox"/> ニ) <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 3 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ) <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 4 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ) (理由)	

(法第 22 条に基づく特定農林水産物等の登録の取消し)

地理的表示登録に係る学識経験者委員会での検討の結果

登録番号	
登録に係る特定農林水産物等の名称	
登録者の名称	
取消しについての報告書に対する学識経験者からの意見	
結論	
<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 法第 22 条第 1 項第 2 号 <input type="checkbox"/> 法第 22 条第 1 項第 3 号 <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 取消し非該当 (理由)	

(法第 23 条に基づく指定)

地理的表示指定に係る学識経験者委員会での検討の結果

指定前の公示の番号	
特定農林水産物等の名称	
締約国となる国の名称	
指定についての報告書に対する学識経験者からの意見	
結論	
<input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 留保付き指定 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 非指定 <input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 1 号 <input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 2 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ、 <input type="checkbox"/> ハ) (理由)	

(法第 31 条に基づく指定の変更)

地理的表示指定に係る学識経験者委員会での検討の結果

指定の変更の前の公示の番号	
指定番号	
指定に係る特定農林水産物等の名称	
締約国の名称	
指定の変更についての報告書に対する学識経験者からの意見	
結論	
<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 留保付き変更 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 非変更 <input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 1 号 <input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 2 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ、 <input type="checkbox"/> ハ) (理由)	

(法第 32 条に基づく特定農林水産物等の指定の取消し)

地理的表示指定に係る学識経験者委員会での検討の結果

指定番号	
指定に係る特定農林水産物等の名称	
締約国の名称	
指定の取消しについての報告書に対する学識経験者からの意見	
結論	
<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 法第 32 条第 1 項第 1 号 <input type="checkbox"/> 法第 32 条第 1 項第 2 号 <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 取消し非該当 (理由)	

(法第 7 条に基づく登録の申請)

審査官報告書

登録の申請番号		
申請農林水産物等の名称		
申請者の名称		
審査経緯	申請日	
	公示日	
	意見書有無	
	その他	
<p>申請に対する意見</p> <p><input type="checkbox"/> 登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 留保付き登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 登録の拒否</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 2 号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ)</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 3 号 (□イ、□ロ)</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 4 号 (□イ、□ロ) (理由)</p>		
担当者	役職： 氏名：	

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 15 条に基づく変更の登録の申請)

審査官報告書

変更の登録の申請 番号		
登録番号		
登録に係る特定農 林水産物等の名称		
変更申請者の名称		
審査経緯	申請日	
	公示日	
	意見書有無	
	その他	
<p>申請に対する意見</p> <p><input type="checkbox"/> 登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 留保付き登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 2 号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ) <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 4 号 (□ロ) (理由)</p>		
担当者	役職： 氏名：	

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第16条に基づく変更の登録の申請)

審査官報告書

変更の登録の申請 番号		
登録番号		
登録に係る特定農 林水産物等の名称		
変更申請者の名称		
審査経緯	申請日	
	公示日	
	意見書有無	
	その他	
<p>申請に対する意見</p> <p><input type="checkbox"/> 登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 留保付き登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第2号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ) <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第3号 (□イ、□ロ) <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第4号 (□イ、□ロ) (理由)</p>		
担当者	役職： 氏名：	

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 22 条に基づく特定農林水産物等の登録の取消し)

審査官報告書

登録番号	
登録に係る特定農林水産物等の名称	
登録者の名称	
審査経緯	
<p>登録の取消しに対する意見</p> <p>【対象】</p> <p>【対象】</p> <p><input type="checkbox"/>全部</p> <p><input type="checkbox"/>一部 ()</p> <p><input type="checkbox"/>取消し</p> <p>【取消し事由】</p> <p><input type="checkbox"/>法第 22 条第 1 項第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/>法第 22 条第 1 項第 3 号</p> <p>(理由)</p> <p><input type="checkbox"/>取消し非該当</p>	
担当者	役職： 氏名：

※「審査経緯」欄には、取消しの審査に至った概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 23 条に基づく指定)

審査官報告書

指定前の公示の番号		
特定農林水産物等の名称		
締約国となる国の名称		
審査経緯	公示日	
	意見書有無	
	その他	
指定に対する意見 <input type="checkbox"/> 指定 (理由) <input type="checkbox"/> 留保付き指定 (理由) <input type="checkbox"/> 非指定 <input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 1 号 <input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 2 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ、 <input type="checkbox"/> ハ) (理由)		
担当者	役職 : 氏名 :	

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第31条に基づく指定の変更)

審査官報告書

指定の変更の前の 公示の番号		
指定に係る特定農 林水産物等の名称		
締約国の名称		
審査経緯	公示日	
	意見書有無	
	その他	
指定の変更に対する意見 <input type="checkbox"/> 変更 (理由) <input type="checkbox"/> 留保付き変更 (理由) <input type="checkbox"/> 非変更 <input type="checkbox"/> 法第29条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 法第29条第1項第2号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ、 <input type="checkbox"/> ハ) (理由)		
担当者	役職： 氏名：	

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 32 条に基づく特定農林水産物等の指定の取消し)

審査官報告書

指定番号	
指定に係る特定農林水産物等の名称	
締約国の名称	
審査経緯	
<p>指定の取消しに対する意見</p> <p>【対象】</p> <p><input type="checkbox"/>全部</p> <p><input type="checkbox"/>一部 ()</p> <p><input type="checkbox"/>取消し</p> <p>【取消し事由】</p> <p><input type="checkbox"/>法第 32 条第 1 項第 1 号</p> <p><input type="checkbox"/>法第 32 条第 1 項第 2 号 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/>取消し非該当</p>	
担当者	<p>役職 :</p> <p>氏名 :</p>

※「審査経緯」欄には、取消しの審査に至った概要、その他参考となる情報を記載する。

(別表 1) 委員会で提示する資料

意見 聴取 の内容	(1)登録の申請 (法第 7 条)	(2)生産者団体を追加する 変更の登録の申請 (法第 15 条)	(3)特定農林水産物 等についての登録 事項の変更の登録 の申請 (法第 16 条)	(4)登録の取消し (法第 22 条)
資料	①申請書 ②明細書 ③生産行程管理業務 規程 ④意見書 ⑤審査官報告書【様式 1】 ⑥その他参考資料	①変更申請書 ②明細書 ③生産行程管理業務規程 ④意見書 ⑤審査官報告書【様式2・3】 ⑥その他参考資料 ・登録事項(公示事項) ・明細書(既登録団体のもの) ・生産行程管理業務規程(既登録団体のもの)		①登録事項(公示事項) ②明細書 ③生産行程管理業務規程 ④意見書 ⑤審査官報告書【様式 4】 ⑥その他参考資料

意見 聴取 の内容	(5)指定 (法第 23 条)	(6)指定の変更(法第 31 条)	(7)指定の取消し (法第 32 条)
資料	①指定前の公示事項 ②意見書 ③審査官報告書【様 式5】 ④その他参考資料	①指定の変更の前の公示事項 ②意見書 ③審査官報告書【様式6】 ④その他参考資料(指定事項(公示事項)等)	①指定事項(公示事項) ②意見書 ③審査官報告書【様式 7】 ④その他参考資料

(別表2) 別紙2において意見聴取の内容に対する検討結果

意見聴取の内容	(1)登録の申請 (法第7条)	(2)生産者団体を追加する変更の登録の申請 (法第15条)	(3)特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請 (法第16条)	(4)登録の取消し (法第22条)
検討結果	①登録 ②留保付き登録 ③追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ④登録の拒否			①取消し ②追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ③取消し非該当

意見聴取の内容	(5)指定 (法第23条)	(6)指定の変更 (法第31条)	(7)指定の取消し (法第32条)
検討結果	①指定 ②留保付き指定 ③追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ④非指定	①指定の変更 ②留保付き変更 ③追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ④非変更	①取消し ②追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ③取消し非該当